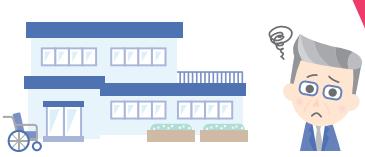


社会福祉施設・事業者総合補償制度は 社会福祉施設の運営を11の補償で支えます。



制度名	補償内容	支払限度額																		
1 社会福祉施設 賠償責任 補償制度 ▶P.5	<p>①・②共通 施設の不備・欠陥または職員の管理・指導ミスおよび提供した飲食物等が原因で発生した事故または預った受託物の紛失等により、施設管理者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>①加入対象施設： 介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業者・施設以外の社会福祉施設 (児童福祉施設・軽費老人ホーム等)</p>		身体障害 施設所有(管理)者特別約款 1名につき 2億円 1事故につき 6億円 生産物特別約款 1名につき 2億円 1事故・保険期間中 6億円 受託者特別約款 — 被害者治療費等 補償特約 1名につき 死亡・重度後遺障害 50万円 入院 10万円 通院 3万円 1事故・保険期間中 1,000万円																	
	<p>①②とも被害者治療費等 補償特約がセットされます。(注1)</p> 	大きな補償！ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>I型</th> <th>II型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設・生産物特別約款 (身体財物共通)(注2)</td> <td>1事故・保険期間中 5億円</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>支援事業損害補償</td> <td>5億円</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>受託財物損壊補償</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>初期対応費用補償特約・ 訴訟対応費用補償特約</td> <td>1,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>人格権侵害補償特約</td> <td>1名につき 1事故につき 保険期間中 100万円 1,000万円 5億円</td> <td>100万円 1,000万円 1,000万円 2億円</td> </tr> </tbody> </table>			I型	II型	施設・生産物特別約款 (身体財物共通)(注2)	1事故・保険期間中 5億円	2億円	支援事業損害補償	5億円	2億円	受託財物損壊補償	100万円	100万円	初期対応費用補償特約・ 訴訟対応費用補償特約	1,000万円	1,000万円	人格権侵害補償特約	1名につき 1事故につき 保険期間中 100万円 1,000万円 5億円
	I型	II型																		
施設・生産物特別約款 (身体財物共通)(注2)	1事故・保険期間中 5億円	2億円																		
支援事業損害補償	5億円	2億円																		
受託財物損壊補償	100万円	100万円																		
初期対応費用補償特約・ 訴訟対応費用補償特約	1,000万円	1,000万円																		
人格権侵害補償特約	1名につき 1事故につき 保険期間中 100万円 1,000万円 5億円	100万円 1,000万円 1,000万円 2億円																		
<p>②加入対象施設： 介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業者・施設</p>	被害者治療費等 補償特約 1名につき 死亡・重度後遺障害 50万円 入院 10万円 通院 3万円 1事故・保険期間中 1,000万円	50万円 10万円 3万円 1,000万円 50万円 10万円 3万円 1,000万円																		
2 福祉事業者 総合賠償責任 補償制度 ▶P.7	<p>医療行為の過誤、医療施設の管理の不備により、施設管理者が被る法律上の損害賠償責任を補償します。</p> 	身体障害 医療行為 1事故につき 1億円 保険期間中 3億円 医療施設 1名につき 1億円 1事故につき 2億円	財物損壊 — 1事故につき 1,000万円																	
	<p>施設に設置のエレベーターの管理ミスが原因で発生した事故により、施設管理者が被る法律上の損害賠償責任を補償します。</p> <p>②福祉事業者総合 賠償責任補償制度 にご加入の場合、 この制度の補償が 含まれるため、ご加 入は不要です。</p> 	身体障害 昇降機特別約款 1名につき 3,000万円 1事故につき 3億円	財物損壊 1事故につき 1,000万円																	

(注1)被害者治療費等補償特約は、①においては施設所有(管理)者特別約款のみ、②においては施設所有(管理)者特別約款と生産物特別約款の両方にセットされています。

(注2)②においては、この「施設・生産物特別約款(身体財物共通)」の支払限度額が、すべての補償をあわせた合計の総支払限度額となります。

大阪府社会福祉協議会(大阪府社協)の会員が加入対象です。

本制度は社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。

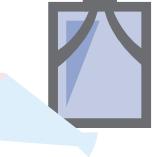
お申込人となる方は大阪府社会福祉協議会の会員施設・事業者に限ります。

制度①～⑤および制度③⑨の記名被保険者(補償の対象者)についても大阪府社会福祉協議会の会員施設・事業者に限ります。

制度⑥⑩⑪の被保険者(補償の対象者)の範囲についてはP.12、17、18をご確認ください。

制度⑦の被保険者・被保証人の範囲についてはP.13をご確認ください。

ご加入にあたっては、大阪府社会福祉協議会への会員登録と会費の納入が必要です。

制度名	補償内容	補償金額		
		充実プラン	標準プラン	スリムプラン
見舞金等	5 入所者・利用者 見舞金 補償制度  ▶P.11	死亡見舞費用 支払限度額	200万円 180万円	150万円 130万円
		入院見舞金	入院日数によります	
		通院見舞金	通院日数によります	
		被災者対応費用	300万円	100万円
		災害広告費用	2,000万円	500万円
		—	—	—
6 入所者 傷害事故 補償制度 ▶P.12	施設の入所者が、偶然な事故によるケガで死亡または後遺障害を被った場合に補償します。 	保険金額	標準プラン	
		傷害死亡・後遺障害	1,000万円	200万円
7 従業員等の 不誠実行為 損害補償制度 ▶P.13	被保証人が不誠実行為(窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に限られます。)を行ったことにより被保険者が被った財産上の損害を補償します。 	I型 支払限度額	I型	II型
		総支払限度額	800万円	500万円
		III型	200万円	—

制度名	補償内容	補償金額		
		遺族補償(死亡)	後遺障害	休業補償(4日目以降)
役職員災害補償	8 施設職員労災 上乗せ 補償制度  ▶P.14	1,500万円	障害等級によります	
		1日につき 5,000円	—	
		1名につき 1億円	1災害につき 2億円	
9 使用者 賠償責任 補償制度 ▶P.14	事業主が職員に対して負担する法律上の使用者責任を補償します。 	標準プラン	スリムプラン	
		256.6万円	128.3万円	
		4,000円	2,000円	
10 非常勤職員 災害補償制度 ▶P.17	非常勤職員の勤務中および通常の通勤途上でのケガを補償します。 	傷害死亡・後遺障害	傷害通院保険金日額	
		2,000円	1,000円	
		1,000円	—	
11 理事長・施設長 災害補償制度 ▶P.18	勤務中、日常生活を問わず理事長・施設長が被るケガを補償します。 	I型	II型	
		傷害死亡・後遺障害	1,321.5万円	1,420.5万円
		傷害入院保険金日額	8,000円	8,000円
		傷害通院保険金日額	4,000円	4,000円
		特定感染症による葬祭費用保険金	—	300万円(限度)